

## 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会理事・監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会の定款第19条に基づき、理事・監事の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の数)

第2条 理事・監事の数に次のおりとする。

- (1) 理事 14名
- (2) 監事 2名

(選任方法)

第3条 理事・監事は、次の各号に該当する者の中から、評議員会において選任する。

理事

- (1) 住民代表
- (2) 社会福祉活動代表
- (3) 社会福祉団体代表
- (4) 社会福祉に関わる行政機関代表
- (5) 学識経験代表
- (6) その他地域福祉推進活動に必要な団体代表

監事

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

2 理事・監事は、定款第18条に定める定数に足りなくなるときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。